

令和 7 年度

一関地区合同庁舎照明設備 L E D 化事業実施業務

業 務 仕 様 書

令和 7 年 4 月

岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県が実施する「令和7年度一関地区合同庁舎照明設備LED化事業実施業務」（以下「本業務」という。）に関して、岩手県が、契約する事業者（以下「事業者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにするものである。

1 事業概要

(1) 事業の名称

令和7年度一関地区合同庁舎照明設備LED化事業

(2) 事業概要

ア 契約方法及び期間

契約方法 付帯サービス付きリース契約（以下「リース契約」という）

設置期間 契約締結日から令和7年8月31日まで

賃貸借期間 令和7年9月1日から令和17年8月31日（120か月）

※設置期間は、照明器具等の設置、調整、機能確認、検査一式を完了すること。

※契約期間終了後、岩手県に無償譲渡されるものとする

イ 履行場所

一関地区合同庁舎（岩手県一関市竹山町7-5）

ウ 対象の照明機器

別紙のとおり（資料2-2「一関地区合同庁舎対象設備一覧表」参照）

エ 事業内容

施設内の照明器具の設置状況を踏まえて自ら行った提案を基に、本業務に係るLED照明器具の設置及び付帯サービス（保守及び維持管理等）について、県と合意した内容でリース契約を締結し、機器等を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により業務を履行するものとする。

(3) 事業限度額（10年間のリース料金）

22,440,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 事業者が行う業務の範囲

ア 本設備の設置に係る計画、施工、施工管理

- ① 関係諸法規を遵守しつつ、本業務のメリットを最大限に享受できる施工計画の策定及び施工・施工管理を実施すること。
- ② 関係諸法規を遵守しつつ、施設業務への支障や職員・利用者への不便が生じないよう十分配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理を実施すること。
- ③ 関係諸法規を遵守しつつ、作業の安全に十分配慮した施工・施工管理を実施すること。

イ 既設照明器具の撤去、廃棄処分

- ① 関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工管理を実施すること。
- ② 撤去した設備（蛍光灯、器具本体など）については、関係法令に基づき適切な処分を行うこと。

ウ 本設備の維持管理、保証（無償修繕等）

- ① 県または施設からの修繕依頼にもとづき、本設備の調査・修繕を行うこと。
- ② 照明器具に関する連絡に対して対象器具の特定が行えるよう、設置箇所及び設置した照明器具が分かる一覧資料等による管理体制を整備すること。
- ③ 維持管理における連絡受付体制を整備するものとし、県または施設からの修繕依頼を受け付けること。なお、連絡を受けた時は5営業日以内（土日祝日及び休校日を除く）に状況を確認し、その結果修繕等が必要な場合は速やかに実施すること。
- ④ 費用負担について

（ア）事業者が費用負担する場合

- ・本設備の製品として不具合による故障
 - ・本設備の取付け、施工不具合による故障
 - ・火災、盗難、落雷、いたずらなど、動産総合保険の適用範囲の事象による損害
- ※動産総合保険の範囲内、かつ保険会社からの受領した保険金を上限とする。

（イ）県が費用負担する場合

- ・対象施設での清掃・設備保守等で県または施設の依頼による作業者の責による損害
- ・故意又は過失、暴動、地震、噴火、津波、原子力など、動産総合保険の適用範囲外による損害

（ウ）上記（ア）及び（イ）以外に起因する損害については県と事業者の協議によりその費用負担を決定する。

- ⑤ 本設備について、事業者の負担により動産総合保険に加入すること。

エ リース契約終了後の本設備所有権の帰属

リース契約終了後、事業者の設置した本設備の所有権帰属については契約にもとづき履行すること。なお、契約終了後の所有権が県へ帰属する為、本業務で導入した設備の事業者の固定資産税は非課税とする。

オ 地元事業者の活用

既存設備の撤去工事、LED照明の設置工事及び維持管理において、県内電気工事業者の活用を優先的に行い、県内への経済波及効果に資するよう配慮すること。

カ 保証期間

保証期間は、賃貸借契約開始から10年間とし、同期間のメーカー保証書を提出すること。

2 LED照明設備仕様

- （1）照明器具及び光源（LED）は、施設用照明器具又は公共施設用照明器具の製造、類似事業における導入実績がある国内メーカーの製品とすること。
- （2）照明器具のメーカーは一般社団法人公共建築協会に登録されていること。
- （3）製品は、ISO9001・ISO14001 認証を取得している製造工場で生産されていること。

- (4) LED照明の設計寿命は40,000時間以上であること(蓄電池等の消耗品はこの限りではない)。
- (5) 本業務は環境負荷低減を目的としており、設備更新にあたり省廃材によるCO₂排出量の削減も考慮し、対象施設内の既設照明器具の再利用が可能な場合には、LED化に伴う配線工事を実施した上で再利用が可能な機器を選定すること。
- (6) 無線調光制御を導入する場合は、下記事項を全て満たすこととする。
 - ア 新規配線工事が無いこと。
 - イ 制御端末は、専用スイッチまたはリモコンと汎用タブレットの双方で制御が可能なこと。
 - ウ 照明機器1台ずつの点滅、調光が可能であること。
 - エ 調光設定は5%~100%とする。
 - オ タブレット上に配灯図を表示させて、照明制御が可能であること。
 - カ グルーピングとシーン設定はそれぞれ10パターン以上設定可能であること。
 - キ 復電時は、必ず調光率100%で点灯すること。
- (7) その他個別の仕様については、資料2-3「LED照明器具仕様一覧」を参照すること。

3 工事仕様

- (1) 交換方式については、資料2-3「LED照明器具仕様一覧」を参照の上、配線変更、器具交換を行うこと。なお、上記により難い事象が生じた場合は、岩手県との協議により決定すること。併せて、LED照明器具の施工に係る時間、職員・利用者等の安全対策については、岩手県との協議により決定すること。
- (2) 設置工事にあたっての安全管理については、事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (3) 取り外した照明器具並びに管球類は、事業者が責任をもって処理すること。
- (4) 契約締結後、実施体制図(従事者、資格記載)を含む施工計画書を提示すること。
- (5) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行ってから作業を行うこと。
- (6) 工事を完了した場合は書類を提出すること。
 - ア 工事完了届
 - イ 工事写真(作業状況が把握できるもの及び完成写真)
 - ウ 設置製品のカタログ、取扱説明書
 - エ 撤去物品、施工時に発生した廃材等については、適法に処分したことが確認できる書類

4 発注者と受注者の責任分担

責任分担は、原則として次表によることとする。

[表 予想されるリスク分担]

	リスクの種類	リスクの内容	負担	
			県	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤り	○	
	事業提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の確保		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	保険	維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	県の指示		○
設備導入に必要な許可等の遅延によるもの				○
事業者の事業放棄、破たんによるもの				○
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・遅延 (詳細は契約書による)	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ(設計費に影響があるもの)	○	○
	設計変更	県の指示・判断によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・遅延	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ(工事費に影響があるもの)	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	県の指示・判断によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	工事遅延・完成	県の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延		○
	工事費増大	県の指示、承認による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
性能	要求仕様不適合		○	
一般的改善	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
	引き渡し前に工事に起因して施設に生じた損害		○	
支払	金利	期中金利の変更		○
維持管理関係	設計変更	県の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	利用者等に及ぼした損害賠償	設備に起因して生じた利用者への損害に対する賠償	○	○
	維持管理費の上昇	設計変更以外の要因による維持管理費の増大		○
	本設備の損傷	県の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷	○	
事業者の故意・過失による本設備の損傷			○	

	リスクの種類	リスクの内容	負担	
			県	事業者
	施設損傷	事業者の故意・過失又は本設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○
	瑕疵担保	本設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災など不可抗力による本設備の損傷	○	○
	本設備の不良	本設備が所定の性能を達しない場合		○

5 スケジュール

本業務は、概ね次のスケジュールでの進行を予定していること。

なお、詳細については、岩手県と事業者が協議のうえ決定するものであり、次のとおりとならない場合もあること。

時期	主な業務内容
令和7年6月	優先交渉権者の決定
7月	リース契約の締結
令和7年7～8月	LED化工事
9月	リース・維持管理開始日

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

業務の全部または一部を第三者に再委託することはできない。ただし、県が再委託を許可した場合はこの限りではない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 岩手県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、事業者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 岩手県は、上記「(1)再委託等の制限」により事業者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、事業者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 事業者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、岩手県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 機密の保持

事業者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

事業者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関す

る法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第 49 号）を遵守しなければならない。

(5) 事業の継続が困難となった場合における措置

ア 事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、県は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、県は、事業者との契約を解除することができるものとする。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、県は、事業者との契約を解除することができるものとする。

ウ 上記ア又はイにより契約を解除した場合は、事業者は、県に生じた損害を賠償しなければならない。

エ 不可効力その他県又は事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合は、県と事業者は、事業継続の可否について協議する。

(6) その他

本業務の実施にあたり、この仕様書に記載のない事項、またはこの仕様書により難しい事項が生じた場合は、岩手県及び事業者において協議の上、これを定め、業務を実施することとする。